

○ 総務部

第7回 総務部会

日 時 平成29年10月13日(金) 午前10時～午後3時

場 所 茨城県行政書士会事務局

出席者 飯塚副会長、間中部長、本郷副部長、三瓶部員、大川部員、後藤専門委員

議題1 行政書士試験関係について

- ・本郷試験場責任者、後藤専門委員を中心に、監督員及び本部員の配置計画並びに看板の設置等についての確認を行いました。
- ・その他、試験実施について関係機関に対する事前・事後の挨拶訪問の日程等を調整しました。

議題2 会費滞納会員に対する対応等について

- ・前回部会の討議内容等を踏まえ、さらに精査検討しました。今後も継続して調整等すすめていくこととしました。

第8回 総務部会

日 時 平成29年11月20日(月) 午後2時～午後4時30分

場 所 茨城県行政書士会事務局

出席者 飯塚副会長、間中部長、本郷副部長、三瓶部員、大川部員

議題1 会費滞納会員に対する対応等について

- ・対応の手順等について内規としてマニュアル化すべく素案をまとめました。当該素案について次回理事会(12月)に協議事項として提案し、後日協議内容を反映した形で完成させる予定としました。

議題2 その他

- ・行政書士試験協力に関する反省点等、討議しました。
- ・平成29年度新春交流会(平成30年2月22日開催予定)の講演会講師について、防災・危機管理アドバイザーである山村武彦氏に依頼する方向となりました。

第4回 理事会

日 時 平成29年12月19日(火) 午後3時15分～

場 所 水戸京成ホテル 2階「瑠璃の間」

出席者 正副会長、理事：28名、オブザーバー：相談役、監事、支部長、事務局長

議題1 協議事項

- ア 「会費滞納者対応内規」の作成について、協議されました。
 イ 補助者が申請を行った場合の補正対応について、協議されました。

議題2 報告事項

- ア 平成29年度行政書士制度広報月間の結果について、広報・監察部より報告がありました。
 イ 各部の事業計画・報告について、各部から報告がありました。

議題3 その他

- ・補助者制度について協議がありました。

○ 広報・監察部

第24回 広報・監察部会

日 時 平成29年10月30日(月) 午前10時30分～午後1時

場 所 茨城県行政書士会事務局

参加者 嶋田副会長、遠藤部長、坂本副部長、石神部員

議題1 「行政いばらき11月号」発行について

「行政いばらき11月号」発行に向けて編集作業を行いました。

議題2 茨城県行政書士会情報誌「季のきらめき第5号」発行について

「季のきらめき第5号」発行に向けて編集作業を行いました。

第25回 広報・監察部会

日 時 平成29年11月21日(火) 午前10時30分～午後1時

場 所 茨城県行政書士会事務局

参加者 遠藤部長、坂本副部長、石神部員

議題1 茨城県行政書士会情報誌「季のきらめき第5号」発行について

「季のきらめき第5号」発行に向けて編集作業を行いました。

議題2 茨城県行政書士会HPの活用方法について

茨城県行政書士会HPの使用方法について、(株)情報技術の担当者と打ち合わせ、情報メール一斉配信サービスの現状と改善点について意見交換を行いました。会員の皆様にとってさらに有用なサービスになるよう、協議を進めていきます。

第26回 広報・監察部会

日 時 平成29年12月5日(火) 午前10時30分～午後1時

場 所 茨城県行政書士会事務局

参加者 遠藤部長、坂本副部長、石神部員

議題1 茨城県行政書士会情報誌「季のきらめき第5号」発行について

「季のきらめき第5号」発行に向けて編集作業を行いました。

議題2 「行政いばらき1月号」発行について

「行政いばらき1月号」発行に向けて編集作業を行いました。

第27回 広報・監察部会

日 時 平成29年12月13日(水) 午前10時30分～午後1時

場 所 茨城県行政書士会事務局

参加者 嶋田副会長、遠藤部長、坂本副部長、石神部員、澁谷通信員

議題1 「行政いばらき1月号」発行について

「行政いばらき1月号」発行に向けて編集作業を行いました。

第28回 広報・監察部会

日 時 平成29年12月21日(木) 午前10時30分～午後1時

場 所 茨城県行政書士会事務局

参加者 嶋田副会長、遠藤部長、坂本副部長、石神部員

議題1 「行政いばらき1月号」発行について

「行政いばらき1月号」発行に向けて編集作業を行いました。

第29回 広報・監察部会

日 時 平成30年1月5日(金) 午後1時～午後3時

場 所 茨城県行政書士会事務局

参加者 嶋田副会長、遠藤部長、坂本副部長

議題1 「行政いばらき1月号」発行について

「行政いばらき1月号」発行に向けて編集作業を行いました。

第30回 広報・監察部会

日 時 平成30年1月15日(月) 午前10時30分～午後1時

場 所 茨城県行政書士会事務局

参加者 嶋田副会長、遠藤部長、石神部員

議題1 「行政いばらき1月号」発行について

「行政いばらき1月号」発行に向けて編集作業を行いました。

○ 國土農地部

県内各農業委員会窓口での立会調査について

日時・場所	平成29年10月10日(火) 午前9時～正午 平成29年10月20日(金) 午後1時～午後4時 平成29年10月25日(水) 午後1時～午後5時	鉾田市役所 坂東市役所 水戸市役所
-------	--	-------------------------

担当者	久保部長、上妻鹿行支部理事 (10月10日 鉾田市) 石塚副部長、間中理事 (10月20日 坂東市) 久保部長、菊地水戸支部理事 (10月25日 水戸市)
-----	---

内 容 国土農地部員及び支部担当者の2名で「茨城県行政書士会」の腕章を付け、窓口申請に来た方に声をかけ、「本人申請か代理申請か?」代理申請の場合は「何の代理権(資格)によってか?」を質問し、行政書士法遵守について注意喚起を行った。

結 果 10月10日(鉾田) 合計7人
内訳 行政書士 5人 本人申請 1人 個人の代理人 1人

10月20日(坂東) 合計5人
内訳 行政書士 2人 代理人(太陽光業者) 1人 調査・打合 2人

10月25日(水戸) 合計14人
内訳 行政書士 2人 建築士 5人 本人申請 3人 個人の代理人 1人
調査・打合せ 3人



鉾田市役所



坂東市役所



水戸市役所

○建設部

平成29年度 関東地方協議会連絡会 建設業務連絡会

日 時 平成29年11月1日(水) 午後3時45分～午後5時15分

場 所 ホテル日航新潟

出席者 竹内副会長、下条部長

議題1 建設業法の改正、“解体工事業”の新設についての実例、問題点

「解体工事業」が新設されましたが、専門業種に分類される工事の解体は、各専門業種の許可が必要とされるケースが各単位会から報告されました。「解体工事業」の解釈が曖昧で、建設業者・行政書士共に理解が不十分ではとの意見もありました。また、専任技術者選任時の「実務経験証明書」要件の厳格化や、「登録解体工事講習」の開催頻度が全体的に低調であることも報告されました。

議題2 各申請窓口における非行政書士に対する対応、行政書士の関わり方について

すべての出席単位会において、非行政書士排除の表示板の設置がなされており、温度差はあるものの、行政書士証票の提示など非行政書士排除の取組みが積極的に行われていることが報告されました。

議題3 そのほかの建設業許可、経営事項審査、入札参加資格審査申請などについて

経営事項審査時の「工事台帳」の提示(茨城会)等の特殊な事例はありましたが、申請そのものが電子申請に移行し、あるいは移行しつつあるものの、紙媒体申請時よりも逆に負担が増加したとの報告が多数ありました。

ワイス公共データシステム株式会社との意見交換会

日 時 平成29年12月5日(火) 午後4時～5時30分

場 所 本会事務局

出席者 【本会】國井会長、古川副会長、竹内副会長、久保部長、下条部長

【ワイス公共データシステム(株)】荻原隆仁 取締役、小森奈月 分析係長

国交省登録経営状況分析機関として、われわれ行政書士とも関係の深い、ワイス公共データシステム株式会社との意見交換会を開催いたしました。

日頃、経営状況分析申請等でお世話になっておりますが、その担当者とは業務に関連した電子的なやり取りのみでしたので、直接顔を会わせての交流は、大変有意義であったと思います。

内容につきましては、双方からの要望や協力要請が話し合われ、特に本会からは業務研修会への講師派遣などの要請と共に、今後も活発な意見交換を行って行くことで会合を締めくくりました。



○ 運輸交通部

第2回 業務研修会

日 時 平成29年10月11日(水) 午後1時30分～午後4時30分

場 所 茨城県開発公社ビル1階会議室

講 師
茨城県警察本部交通部
交通規制課許可指導係長 関口敏洋氏
茨城県警察本部生活安全部
生活安全総務課係長 川村剛正氏

出席者 渡邊副会長、深谷部長、佐藤副部長、小野崎専門委員

内 容 茨城県警察本部の川村係長よりヤードの取扱実務について関口係長より車庫証明の実務、留意点について丁寧な説明がありました。



業務研修会

第8回 運輸交通部会

日 時 平成29年10月25日(水) 午前10時30分～正午

場 所 茨城県行政書士会事務局

出席者 渡邊副会長、深谷委員長、佐藤副委員長、小野崎専門委員

議題1 丁種封印取扱者名簿作成について

内容を検討し確認しました。

議題2 今後の作業と事務について確認

取扱い希望者に対し原案文書作成は佐藤副委員長が担当で了解されました。

平成29年度 日行連関東地方協議会連絡会

日 程 平成29年11月1日(水)～2日(木)

場 所 ホテル日航新潟

出席者 渡邊副会長、深谷部長

内 容 OSS対策と丁種封印制度新設に伴い、関地協各会より現状報告と問題点について積極的に意見交換が行われました。

茨城運輸支局との打合せ

日 時 平成29年11月9日(木) 午後2時～午後4時30分

場 所 茨城県行政書士会事務局 午後2時～午後2時40分
茨城運輸支局 午後3時～午後4時30分

出席者 深谷部長、佐藤副部長

内 容 OSSの現状と今後の予定について関係先との打合せ、意見交換を行いました。

◎ 環境部

業務研修会

日 時 平成29年11月20日(月) 午後1時30分～午後3時

場 所 茨城県開発公社ビル4階会議室

講 師 茨城県 廃棄物対策課 担当者 前半：主事 久松悠理 様
後半：主任 森田和樹 様

受講者 50名

内 容 ○第一部 残土条例の申請について

○第二部 水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を取り扱う上での注意点について



○ 保健風営部

第1回 保健風営部 研修会

日 時	平成29年11月20日(水) 午後3時30分～午後5時
場 所	茨城県開発公社ビル 会議室
出席者	郡司副会長、安部長、中山副部長
講 師	安圭一部長
参加人数	38名

議 題 「風俗営業について（許可後の遵守事項を中心に）」

行政書士の通常業務は許可申請であるが、依頼者にとってそれはスタートに過ぎません。営業開始後に遵守しなければならない事項等を中心に、「頼れる街の法律家」として、行政書士がその存在意義を示すことができるということを、具体例を示しながら講義しました。特定行政書士となることで、活躍の場はさらに拡がるということも示しました。

○ 国際部

在留資格の取得や変更・更新などの手続は、出入国管理及び難民認定法において法定されている場合が殆どですが、実務では社会情勢に適合させることを目的とした「告示(法務省令)外」の手続が多く存在しています。

申請取次行政書士は、クライアントからの要請に対して的確なアドバイスができるように、このような告示外の手続についても研究をしなければなりません。

1. 「家族滞在」の在留資格をもって在留し、本邦で義務教育の大半を修了した上、高等学校卒業後に本邦での就職を希望する方

正規の在留資格で暮らす親が、扶養を受けさせる目的で本国の実子を呼び寄せた場合、実子は「家族滞在」の在留資格を得ることとなります。

しかし、当該子弟が本邦での在留を開始したものの、様々な障壁が原因となって日本語の習得がままならず、母国の学校へ通うため在留期間の大半を本邦外で過ごす例や、同じ境遇の外国人子弟が徒党を組んでギャング化してしまう事例などが散見されるようになってきました。

そこで、日本語の習得が比較的容易な小学校低学年から本邦の義務教育を受けさせ、高校まで修了した子弟に対しては、就労制限のない「定住者」の在留資格を与えて、世帯全員が長期の安定した生活を確保できるようになるための配慮がなされることとなりました。

具体的には、父母に同伴して「家族滞在」で入国し、高等学校（中等教育課程の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業後に本邦での就労を希望する場合には、出入国管理及び難民認定法別表第一に定める「技術・人文知識・国際業務」等の就労に係る在留資格の学歴等の要件は満たさないこととなります。本邦で義務教育の大半を修了した方につきましては、「定住者」への在留資格の変更が認められる場合があります。次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 現在、在留資格「家族滞在」で我が国に滞在していること
- (2) 我が国において義務教育の大半を修了していること
- (3) 我が国の高等学校を卒業していること
- (4) 就職先が決定又は内定していること
- (5) 住居地の届出等、公的義務を履行していること

行政書士が携わる国際関係業務は、外国人クライアントの入国在留手続に係る書類の作成や取次に限られず、日本国籍の取得に係る書類の作成等も含まれます。従って、帰化申請における添付書類の取得手続に関しても熟知していなければなりません。

2. 帰化申請における「外国人登録原票」に係る開示請求について

本邦で出生した特別永住者等が日本国籍の取得を希望する場合、母国側の出生や在留を証する書類が存在しないため履歴を遡ることができず、手続が難航する場合があります。

しかし、本邦において旧外国人登録法に基づく出生届を経由している場合が多いため、法務省に対して「外国人登録原票」の開示請求を行い、外国人登録原票の写しを取得して、申請人の履歴を確認することができます。

1 開示請求ができる方

当該外国人登録原票に記録された個人情報の

- (1) 本人
- (2) 本人が未成年者又は成年被後見人の場合には、その法定代理人（親権者、成年後見人が該当。）のいずれかに限られています。

なお、任意代理人による請求はできません。

2 請求ができる対象

- (1) 開示請求者本人の外国人登録原票
- (2) 開示請求者以外の者の外国人登録原票

※ 上記(2)は、「開示請求者以外の者の外国人登録原票に記録されている開示請求者本人の個人情報」の請求となることから、原則、開示請求者以外の個人情報は開示されません（開示請求者が慣行として知っている又は知ることができる情報等は除く。）。

3. 外国人登録原票に記載されている個人情報は、平成24年7月9日の外国人登録法廃止以前に、市区町村に登録の申請をしていただいた下記の(1)から(24)の個人情報が記載されています

ただし、登録の申請がされていない情報は記載されておりませんし、外国人登録原票の様式や登録事項は、これまで累次の改正がなされていることから、必ずこれら全ての個人情報が記載されているとは限りませんので、その点、あらかじめ御承知おき願います。

(1) 氏名、(2) 性別、(3) 生年月日、(4) 国籍、(5) 職業、(6) 旅券番号、(7) 旅券発行年月日、(8) 登録の年月日、(9) 登録番号、(10) 上陸許可年月日、(11) 在留の資格、(12) 在留期間、(13) 出生地、(14) 国籍の属する国における住所又は居所、(15) 居住地、(16) 世帯主の氏名、(17) 世帯主との続柄、(18) 勤務所又は事務所の名称及び所在地、(19) 世帯主である場合の世帯を構成する者（世帯主との続柄、氏名、生年月日、国籍）、(20) 本邦にある父・母・配偶者（(19)に記載されている者を除く。氏名、生年月日、国籍）、(21) 署名、(22) 写真、(23) 変更登録の内容、(24) 訂正事項

※平成24年7月8日以前に、市区町村において登録原票の記載事項について変更の登録を申請されている場合、その履歴（氏名、国籍、職業、在留の資格、在留期間、世帯主の氏名、続柄、居住地等）についても記載されております。

4. 開示請求書等の提出先

開示請求書及び本人確認書類は、こちら宛に提出（又は送付）してください。

提出先：法務省大臣官房秘書課個人情報保護係

所在地：〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話：03-3580-4111（内線）2034

受付：午前9時30分から正午、午後1時から午後5時

開示請求書PDF <http://www.moj.go.jp/content/001167623.pdf>

【外国人登録原票のイメージ】

※ 様式はあくまでも参考例の一つを掲載しております。

(三)

◎ 市民法務部

第5回 市民法務部会

日 時 平成29年10月16日(月) 午前10時～正午

場 所 開発公社ビル5F 行政書士会事務局

出席者 古川副会長、増戸部長、永塚副部長、中村部員、清水部員

事業の内容

1. 新入会員研修について

研修日時（2月9～10日）の確認をしました。

11月22日（水）13時より会場下見・打合せを現地にて行う旨、先方に依頼しました。

2. 次回研修会について

以降の研修について検討しました。

①著作権相談員研修（2月）、②災害相談員ブラッシュアップ研修（3月）

3. 知的資産チームについて

12月11日（社）日本知的資産プランナー協会の理事長である、行政書士の西元氏が宇都宮市に研修会の講師として来られるのでその際宇都宮市内において打ち合わせを行います。

4. 市民相談センターについて

①ポスター郵送先について確認しました。

②次年度の新規相談員募集について、スケジュールを確認しました。

第6回 市民法務部会

日 時 平成29年11月22日(水) 午前11時30分～

場 所 土浦市内のホテル（次回の場所検討のため）

出席者 古川副会長、増戸部長、永塚副部長、中村部員、清水部員

事業の内容

1 新人研修の内容について

研修会の原稿、模擬相談会の内容について検討しました。

事業報告

10月31日に部長が金融庁の業務説明会に参加しました。

11月21日に茨城県長寿福祉課と成年後見制度利用セミナーへのパンフレット配布について打ち合わせをしました。

11月21日に相談力向上研修会を開催しました。

講師・古川副会長、永塚副部長

11月22日に来年2月に行う新人研修についてホテルの下見と打ち合わせを行いました。

11月28・29日に担当副会長と部長が日行連で行われる「全国知的資産担当者会議に参加しました。

11月29日に八士会の無料相談会の反省会に担当副部長と部長が参加しました。

12月5日に清水健司部員（後見人制度担当）が水戸市で行われた成年後見制度利用セミナー説明会に参加しました。

◎ 暴力団等排除総合対策委員会

平成29年暴力追放茨城県民大会

日 時 平成29年11月1日(水) 午後1時30分～

場 所 ひたちなか市文化会館大ホール

出席者 10名

主催者あいさつ、来賓祝辞の後、暴力追放に功労のあった方々の表彰がありました。その後、「暴力団情勢と暴力団排除活動の現状」というテーマで茨城県警察本部刑事部組織犯罪対策統括官の田中忠義様が講演されました。

大会宣言の後、茨城県警察音楽隊による寸劇と演奏があり、恒例ではありますが、県民にわかりやすく親しみやすい意識啓発をされる姿に感動すら覚えるものがありました。



茨城県警察音楽隊による寸劇も上演され会場は盛り上がりました！

◎ 申請取次行政書士管理委員会

第3回届出済証新規交付研修会

日 時 平成29年9月27日(水) 午前10時～正午

場 所 茨城県開発公社ビル 5階 会議室

出席者 松田委員長、中村委員

第1回申請取次行政書士研修会

日 時 平成29年9月27日(水) 午後1時30分～午後4時

場 所 茨城県開発公社ビル 2階 会議室

出席者 渡邊副会長、松田委員長、橋本委員、中村委員、柴本委員

第4回届出済証新規交付研修会

日 時 平成29年11月29日(水) 午前10時～正午

場 所 茨城県開発公社ビル 5階 会議室

出席者 柴本委員

◎ 会員指導委員会

平成29年度第8、9回会員指導委員会

日 時 平成29年11月16日(木) 午前10時30分～午後1時
12月 7日(木) 午前11時～午後1時

場 所 茨城県行政書士会事務局

出席者 飯塚委員長、嶋田副委員長、安委員、中山委員、間中委員、遠藤委員

議題1 会費滞納会員への対応について

滞納状況の確認と、滞納会員との会則第90条第1項の規定による打ち合わせ、事務所調査の実施等、検討しました。

議題2 苦情案件への対応について

新たな案件はなく、処理案件について経過報告等がありました。

議題3 コンプライアンス研修会、補助者研修会について

新研修制度へむけて、新テキストの内容等検討しました。

議題4 その他

補助者の職務上権限等を議論しました。

会議終了後、「職務上請求書の払出」及び「コンプライアンス研修会」を実施しました。

大切なお知らせ

1. 会費滞納者及び法的措置対象者の公表について

本会の運営は、会員各位が納入された会費によって立っています。

しかし、一部の会員にあっては会費滞納に対する意識欠如のためか一向に改善努力も見られず、その対応に苦慮いたしております。このことは本会の事業遂行に大きな妨げとなることはもとより、適時納入義務を全うしている会員との間に著しく公平を欠く要因となることから解決すべき一大案件であります。

そこで本会では、平成26年10月1日から施行されました「会費滞納者の公表に関する規程」を今般改正し、より厳しい手段を講ずることにより、会費滞納の解消並びに滞納者ゼロを目指すことといたし、平成28年12月20日開催の理事会において提案し承認可決され、同日施行されましたのでお知らせいたします。

主な改正点

- ① 規程のタイトルを変更（法的措置対象者を追加対象者とするため）

旧：会費滞納者の公表に関する規程

新：会費滞納者及び法的措置対象者の公表に関する規程

- ② 第2条（用語の意義）に第3号を次のとおり追加する。

(3)「法的措置対象者」とは、本会が要請した支払督促、若しくは提訴した民事訴訟（少額訴訟・通常訴訟）の相手方である会員（個人会員にあっては会員、法人会員にあっては法人及び本会に所属する社員）をいう。

- ③ 法的措置対象者を掲示するため、本条を新設追加する。

（法的措置対象者の掲示）

第4条の2 法的措置対象者に該当した場合、次の事項をインターネット上の本会ホームページ中会員専用ページ及び本会事務局内掲示板の両方に掲示する。

(1) 個人会員にあっては事務所名及び会員名

(2) 法人会員にあっては法人名及び本会に所属する社員名

法的措置となる問題が解消されたとき（本会が支払督促、若しくは民事訴訟を取下げた場合を含む。）には、すみやかに掲示したすべてを削除する。

会費の減免について

特別な事由により会費の納付が困難な状況がある場合には、会則に延納や減免の申出をすることができる規定があります。（会則第15条）

2. 「職務上請求書」払出方法について

『茨城県行政書士会職務上請求書払出規程』の施行（平成26年10月1日）により、職務上請求書の払出方法は以下のとおりとなっております。



①払出日が設定されています。

→第1木曜日・第3木曜日 午後2時～5時

職務上請求書払出の際、会員指導委員会による「使用済職務上請求書」の内容確認があります。

※不適正な使用・未記載等がある場合、即日の払出しが出来ない場合があります。

※郵送申込みの場合も、上記払出日に内容確認のうえ送付いたしますので、時間に余裕を持ってお申込み下さい。

②「コンプライアンス研修会」の受講が必要です。

規程により、職務上請求書の購入には、従来の「購入申込書」「誓約書」に加え、本会の開催する『コンプライアンス研修会』を受講したことを証する「修了証」の提示が必要となります。

コンプライアンス研修会 受講申込書

平成30年 月 日

希望日の申込欄に○印を記入して、本会事務局までFAXまたはメールでお申込み下さい。

	日 時	場 所	申込欄
2月期	2月1日（木）午後1時30分～午後4時30分	茨城県開発公社ビル5階会議室	
3月期	3月1日（木）午後1時30分～午後4時30分	〃	

【申込期限：開催日の5日前まで】

事務所住所：

会員氏名： 登録番号：第 号

※本人確認のため、必ず「行政書士証票」をご持参下さい。

※遅刻された場合、「修了証」は発行しません。研修会の最後に、効果測定を行います。

※「コンプライアンス研修会」を受講後、職務上請求書をご購入される方は職印をお持ち下さい。

本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：staff@ibaraki-gyosei.or.jp

3. 「補助者証」有効期限及び補助者研修会の開催について

『茨城県行政書士会補助者規程』の一部改正（平成26年10月1日）により、「補助者証」の取扱いは以下のとおりとなっております。

① 「補助者証」に有効期限が設定されています。



◆新規登録した補助者

有効期限 登録から2年間

◆登録更新した補助者

有効期限 登録更新から5年間

※有効期限の3か月前から、「補助者証」の更新が可能です。

② 「補助者研修会」の受講が必要です。

補助者規定第6条3の規定より、「補助者証」更新手続きの際、研修会の受講を修了したことを証する「修了証」の添付が必要となります。

次回「補助者証」更新時までに、研修会を必ず1度受講して下さい!!

◆補助者研修会日程◆

日 時：平成30年3月15日（木）午後1時30分～

場 所：茨城県開発公社ビル 1階 会議室

受 講 料：500円

【補助者研修会 受講申込書】

平成30年 月 日

希望日の申込欄に○印を記入して、本会事務局までFAXまたはメールでお申込み下さい。

日 時	場 所	申込欄
3月期 3月15日（木）午後1時30分～午後3時30分	茨城県開発公社ビル 1階会議室	

【申込期限：開催日の7日前まで】

支部名：	会員名：
------	------

補助者名 (補助者証No.)

※補助者証No.が不明の方は、記載しなくて構いません。

※補助者1名につき、申込書を1枚ご提出下さい。

※本人確認のため、必ず「補助者証」をご持参下さい。

※遅刻された場合、「修了証」は発行しませんのでご注意願います。

本会事務局 FAX: 029-305-3732 e-mail: staff@ibaraki-gyosei.or.jp

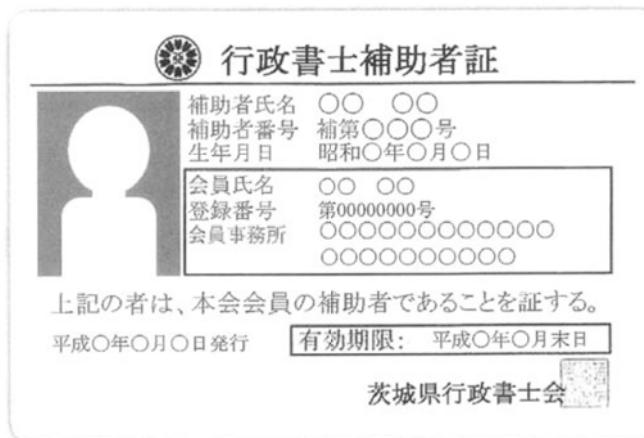
4.補助者証をご確認ください！

補助者を設置している会員の皆様におかれましては、補助者証をご確認ください。



旧タイプ

(有効期限が記載されておらず、平成28年10月1日以降の使用は不正使用となっています。)



新タイプ

(有効期限が記載されています。)

1. 補助者証が旧タイプの場合

①引き続き補助者を設置する方は……

速やかに「補助者研修会」を補助者に受講していただき、「補助者設置届」を事務局にご提出ください（郵送可）。

②補助者を設置しない方は……

補助者廃止届と補助者証を速やかに事務局にご提出ください（郵送可）。

2. 補助者証が新タイプの場合

記載されている有効期限にご注意ください。有効期限内に「補助者研修会」を受講していただき、「補助者証更新申請書」(期限3か月前から受付)を事務局にご提出ください。(郵送可)。

※補助者証は即日発行できません。金裕をもってお手続き願います。

皆様のご協力をお願いします

5.職務上請求書の購入について

職務上請求書払出手日

毎月第1・3木曜日 午後2時～午後5時

購入方法

購入を希望される会員は、払出手までに以下のものを事務局までご持参いただくか、ご郵送ください。

- ①購入申込書（別紙様式第2号）※職印押印
- ②誓約書（別紙様式第3号）※職印押印
- ③使用済みの職務上請求書
- ④職務上請求書払出手研修会またはコンプライアンス研修会の修了証の写し

事
業

※注意事項※

- ・窓口で購入する場合には、行政書士証票または会員証をご提示ください。
- ・会費滞納会員、補助者、使用人行政書士は購入できません。
- ・代金は一冊800円です。（郵送の場合には、使用済みの職務上請求書と購入された職務上請求書と一緒にゆうちょ銀行の払込取扱票を同封いたしますので、代金と送料を後ほどお支払いください。）

購入冊数

個人会員 使用中の職務上請求書を含め2冊まで

法人会員 本会に所属する社員行政書士の人数×2+2冊まで

保管方法

- ・職務上請求書控え綴りは使用済みの日付から2年間の保管義務があります。ただし、その保管期間が過ぎた場合でも、会員指導委員会の確認を受けるまでは廃棄しないでください。確認前に紛失または廃棄してしまった場合は、「顛末書」を提出いただきます。
- ・書き損じや不使用になった場合でも、破棄や切り離しをせず、斜線を引くなどの無効処理を行い、控え綴りに保管してください。
- ・登録の抹消または法人を解散する場合には、必ず事務局まで返戻してください。

紛失・盗難された場合

・【使用済みの職務上請求書の場合】

「顛末書」と使用済みであることを証明する帳簿（事件簿）の写しを添えて、その理由を本会事務局に報告してください。

・【使用中の職務上請求書】

所轄の警察署へ届出するとともに、「顛末書」により本会事務局に報告してください。不正利用防止のため法務局・茨城県・日本行政書士会連合会へ連絡いたします。

平成 年 月 日

茨城県行政書士会

会長 國井 豊 殿

登録(法人)番号 :

支 部 :

氏 名(法人名称) :

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」**購 入 申 込 書**

1. 購入部数 (いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。)

1 冊	2 冊	3 冊以上	() 冊
備考：所属する社員行政書士の数			() 名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類 (主たる取扱い業務を明記すること。)

3. 添付書類 (添付するものに○をつけること。)

①誓約書

②使用済み職務上請求書の控え

〈添付しない場合の理由〉

- ・初回の購入申込み
- ・紛失 その他 (顛末書により詳細な理由を記載すること)

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

誓 約 書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約

- (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
- (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
- (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
- (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
- (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

2. 私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

- (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
- (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
- (3) 私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

- (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
- (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日付	平成 年 月 日	所属単位会	茨城会
登録(法人)番号		会員番号	
氏名（法人名称）	職印		

〈以下、単位会記入欄〉

払出し管理番号	
---------	--

◎ 特定行政書士委員会

特定行政書士法定研修考查の実施

日 時 平成29年10月20日(日) 午後2時～午後4時

受験者 12名申込 9名受験 3名欠席

合格者 4名 茨城県合格率 44.4% 全国合格率 64.7%

内 容 3年間で、茨城県では合計78名の特定行政書士が誕生しています。ただし、茨城県の会員は1,164名（11月末現在）ですので、その割合は6.7%にすぎません。

全国では、3,593名の特定行政書士がいますが全国の会員数は46,957名（9月末現在）ですので、その割合は7.7%で茨城県は全国平均を1%も下回っております。会員の皆様には来年度以降、積極的に受験されることにより、特定行政書士として、顧客側にはより信頼され、行政側とはいい意味で対峙できる存在になって活躍していただきたいと思います。

◎ 封印管理委員会

丁種出張封印請求書・受領書の払出し業務

日 時 平成29年11月21日(火)～22日(水) 午後1時～4時

場 所 茨城県行政書士会事務局

出席者 佐藤副委員長 担当21日(火)
深谷委員長 担当22日(水)